

漂着物学会知的財産規程

平成 25 年 11 月 15 日 運営委員会承認

(著作権)

第 1 条 漂着物学会（以下、本会という）が企画し、編集した著作物（電子化したものを含む）は、著者が所有する著作権のうち必要な部分（複製権（著作権法第 21 条）と公衆送信権（同第 23 条）およびこれらの権利を学術目的のため第三者に行使させる権利）を原則として本会に帰属させるものとする。

2 本会が自ら出版（以下、直営出版という）しない著作物については、前項の規定に関わらず、著作権者並びに出版権の扱いは出版者と個別に協議の上、出版者との契約により定めるものとする。

(著作権の表示)

第 2 条 本会の著作物には、著作権を有する者を明示する。また、著作物の転載、複写、二次使用する際の許諾手続きについても、原則として著作物に明示する。

(著作物の利用)

第 3 条 本会が著作権を有する著作物の転載やその他の利用（引用は含まない）には、本会の許諾を必要とする。

2 利用の許諾にあたっては、様式 1 に定める転載等許可申請書を本会に提出するものとし、本会がこれを許諾する場合には、様式 1 に転載等を承諾する旨を記し申請者に通知する。

3 本会が著作権を有する著作物であっても、著作者自らおよび著作者の所属する機関（機関リポジトリ等）がその著作物を転載、複写、二次使用等を行う場合に限っては、本会の許諾を必要としない。ただし、出典を明示することを必須条件とし、出版社版を使用する。

(著作権譲渡の手続きと本会による著作物の利用)

第 4 条 第 1 条に基づいて本会に著作権を帰属させる場合には、著作者と本会とで著作権の譲渡に係る文書を交わすものとする。

2 前項の文書には、著作物の内容の同一性を保持した以下の利用について著作者が了解・承諾したことを明記する。著作者がこれに応じない場合は、運営委員会で対応を検討する。

- (1) 著作物の異なる手段による配布ならびにそのための複製（電子的配布等）
- (2) 著作物の要旨（標題やキーワードを含む）の二次的な利用
- (3) 著作物を用いた二次的編集著作物の作成

(様式1)

年 月 日

漂着物学会 御中

社名：

所属：

氏名：

転載等許可申請書

漂着物学会の刊行する_____に掲載されている内容の一部を下記
に転載することをご許可いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1. 転載希望内容

媒体名：

表題：

執筆者：

2. 転載先

書名：

著者：

発行者：

発行予定日：

転載箇所：

3. 連絡先等

以上

上記資料の転載を許可します。

ただし、利用に際し出典を明記してください。

年 月 日

漂着物学会